平成２４年（フ）第３８９号
札幌市白石区南郷通15丁目南２番29号　アーバンコート南郷201号
破産者　森村　　薫
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６３２号
仙台市宮城野区鉄砲町166番地プラザ和光406、開始決定時の住所札幌市白石区南郷通20丁目北３番１―703号
破産者　鈴木　啓之
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９７号
函館市人見町５番47号
破産者　岩館　佳子（旧姓野代）
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第４４号
仙台市青葉区上杉１丁目７番７―603号
破産者　小出　　篤
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２０４号
茨城県土浦市中高津１丁目７番７号
破産者　柳澤　良一
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第７０号
埼玉県所沢市けやき台１丁目21番地の１光村印刷社宅404
破産者　髙橋　辰男
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１８２号
埼玉県ふじみ野市富士見台６番12号
破産者　橋本　貴裕
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２６１号
埼玉県川越市大字木野目498番地10、前住所埼玉県川越市大字木野目331番地14
破産者　久田　土雄
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２６８号
埼玉県飯能市大字笠縫384番地５
破産者　中田　成保
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１２７号
静岡県伊東市荻472番地の76
破産者　山田佳代子
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第９３９号
愛知県蒲郡市三谷町南山１番地21、不動産登記簿上の住所愛知県蒲郡市三谷町南山１番地の21
破産者　平野　栄子
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１６６号
名古屋市中川区柳堀町５番８号
破産者　黒田　恭永
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５４６号
愛知県尾張旭市緑町緑ケ丘100番地118
破産者　伊藤　經憲
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４４２号
名古屋市緑区浦里１丁目84番地の３
破産者　大川タイルこと　大川　　智
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４６４号
名古屋市東区白壁４丁目30番地　白壁パーク・ホームズ601号
破産者　天池　雅司
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４７８号
名古屋市東区白壁４丁目30番地　白壁パーク・ホームズ601号
破産者　天池　律子
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５８６号
名古屋市熱田区森後町４番８号
破産者　成毛　　実
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７１５号
名古屋市中区富士見町３番26号　エスポア富士見台505号
破産者　簗瀬　　真
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１０号
三重県伊賀市比土1966番地、開始決定時の住所三重県伊賀市四十九町1442番地の３
破産者　高瀬工務店こと　藪之内　隆
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部